

# 大分県報

平成二十八年  
号外（九八）  
七月四日

（月曜日）

## 目次

### 告示

大分県パスポートセンター設置運営要綱の廃止……………一

### 訓令

大分県公印規程の一部改正……………一

大分県文書管理規程の一部改正……………一

### 災害訓令

大分県災害対策本部規程の一部改正……………一

## 告示

大分県告示第三百七十四号

大分県パスポートセンター設置運営要綱（平成六年大分県告示第四百四十五号）は、廃止する。

平成二十八年七月四日

大分県知事 広瀬貞貞

## 訓令

大分県訓令甲第二十三号

大分県公印規程（昭和五十二年大分県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。  
平成二十八年七月四日

本地方機関  
各地方機関

平成二十八年七月四日

### 別表第一中

大分県企画振興部観光・地域局長印	大分県企画振興部観光・地域局長印	方21	観光・地域振興課長	
------------------	------------------	-----	-----------	--

を

大分県企画振興部観光・地域局長印	大分県企画振興部観光・地域局長印	方21	観光・地域振興課長	
大分県生活環境部防災局長印	大分県生活環境部防災局長印	方21	防災危機管理課長	

を

大分県企画振興部観光・地域局長印	大分県企画振興部観光・地域局長印	方21	観光・地域振興課長	
大分県生活環境部消防保安室長印	大分県生活環境部消防保安室長印	方21	消防保安室防災航空管理監	1 消防保安室防災航空隊専用番号を付ける。

を

大分県企画振興部観光・地域局何課（室）長印	大分県企画振興部観光・地域局…課（室）長印	方21	観光・地域局各課（室）長	
大分県生活環境部防災局何課（室）長印	大分県生活環境部防災局…課（室）長印	方21	防災局各課（室）長	
大分県生活環境部防災局消防保安室長印	大分県生活環境部防災局消防保安室長印（1）	方21	消防保安室防災航空管理監	1 消防保安室防災航空隊専用番号を付ける。

に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第二十四号

大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月四日

大分県知事

広瀬勝貞

別表第一中

まち・ひと・しごと創生推進室  
パスポート室

（まち創）  
（パ）

を

まち・ひと・しごと創生推進室

（まち創）

に改める。

附則  
この訓令は、公示の日から施行する。

○災害訓令

大分県災害対策本部訓令第一号

大分県災害対策本部規程（昭和三十七年大分県災害対策本部訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月四日

大分県知事

広瀬勝貞

- 第五条中「危機管理監」を「防災局長」に改める。
  - 第八条第四項中「広報班長」を「総合調整室長及び広報・情報発信班長」に改める。
  - 第九条の見出しを「（総合調整室等）」に改め、同条に次の三項を加える。
  - 2 本部に、本部会議の庶務、災害応急対策の円滑な処理の支援等を行うため総務班を、災害に関する情報の確かな広報等を行うため広報・情報発信班を置く。
  - 3 防災局長は、部長の命を受け、被害情報の把握、災害応急対策の全体指揮、本部会議の全体調整、災害に関する広報に係る事務等を掌理し、調整室並びに総務班及び広報・情報発信班を総括する。
  - 4 防災局長は、災害応急対策のため県内各市町村又は県外の地方公共団体による広域的な応援が必要な場合等には、総務部長と連携してその調整を行う。
- 第十条中「庶務班」を削る。
- 第十一条第一項中「設置する班」の下に「（以下「調整室各班」という。）」を加え、同条第二項中「生活環境部危機管理監」を「生活環境部防災局危機管理監」に、「防災危機管理課長」を「消防保安室長」に改める。
- 第十二条第一項中「本部長」を「防災局長」に改め、同条第四項中「班長」を「調整室各班の班長」に、「班を」を「それぞれの班を」に改める。

本 庁  
地 方 機 関  
企 業 局  
病 院 局  
教 育 庁  
警 察 本 部

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三條とする。

第二十一条中「調整室」を「総務班」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十条を第二十一条とし、第十九條を第二十条とし、第十八條を第十九條とする。

第十七条中「第十四條」を「第十五條」に改め、同条を第十八條とする。

第十六条を第十七條とする。

第十五條第五項中「第十八條」を「第十九條」に改め、同条を第十六條とする。

第十四條を第十五條とする。

第十三條を次のように改める。

(総務班)

第十三條 総務班は、次に掲げる事務を所掌する。

一 現地災害対策本部の設置及び市町村が実施する災害応急対策に必要な支援に関すること。

二 本部会議の運営に関すること。

三 支援隊の派遣及び活動支援に関すること。

四 統括スタッフ会議の実施に関すること。

五 その他災害対策本部の庶務に関すること。

六 災害対策本部の各部及び他班に属さない分掌に関すること。

2 総務班に班長、副班長及び班員を置き、別に定める者をもつて充てる。

3 総務班の班長は、防災局長の命を受け、総務班の事務を掌理する。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

第十三條の次に次の一条を加える。

(広報・情報発信班)

第十四條 広報・情報発信班は、次に掲げる事務を所掌する。

一 報道機関との連絡体制の確立に関すること。

二 広報体制の一元化、全体調整及び進行管理に関すること。

三 災害に関する記者会見の実施及び被害状況等の迅速かつ計画的な公表等情報発信に関すること。

四 その他広報に関すること。

2 広報・情報発信班に班長、副班長及び班員を置き、別に定める者をもつて充てる。

3 広報・情報発信班の班長は、防災局長の命を受け、広報・情報発信班の事務を掌理する。

4 広報・情報発信班の班長は、第一項第三号に掲げる事務を実施するため、各班長等から必要な資料の提出を求め、これを整理するものとする。

5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

別表第一中「危機管理監」を「警察本部警備部長」に改める。

防災局長

別表第三の庶務班の項を削る。

別表第四中「第十四條関係」を「第十五條関係」に改める。

別表第五中「第十六條関係」を「第十七條関係」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。